

丘陵地区整備プロポーザル方式受託候補者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 丘陵地区整備課が所管する工事及び業務（以下「工事等」という。）について、プロポーザル方式を適正に実施するため、丘陵地区整備プロポーザル方式受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受託候補者選定基準の審査に関すること。
- (2) 技術提案の評価に関すること。
- (3) 受託候補者選定の審査に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、まちづくり推進部長、丘陵地区整備課長、環境課長、農林水産課長をもって組織する。

- 2 工事等の内容により、選定委員会に委員以外の者を招請し、より専門的な意見を聞くことができるものとする。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、丘陵地区整備課長がこれを務める。

- 2 委員長は、選定委員会の議長となり、議事を運営する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員の協議により定めた委員が職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 選定委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議は、出席委員の合議により委員長が決するものとする。
- 4 選定委員会の会議は、その内容、緊急性等により、委員長の判断で持ち回り等の方法をもって会議に替えることができるものとする。
- 5 選定委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、丘陵地区整備課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。